

長岡市テニス協会規約 (改正案)

総 則

第1条 本会は長岡市テニス協会と称する。

第2条 本会は長岡市内テニス団体、並びに、テニス愛好者の中枢機関となり、テニスの健全なる普及発展を図り、併せて技術力向上に寄与することを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民スポーツ祭の開催、ほか市内で開催される競技会の主管・後援・公認・協力
- (2) テニスの普及並びに選手育成、強化
- (3) 指導者、審判員の育成
- (4) その他目的遂行に必要、または、有益な事業

第4条 本会は新潟県テニス協会、中越地区テニス協会、並びに長岡市スポーツ協会に加盟する。

第5条 本会は第7条に定める会員を以って組織する。

第6条 本会の事務局所在地は長岡市内に会長が定める。

事務局：〒949-5409 長岡市西野3247番地1 小杉秀一 気付

組 織・機 関

第7条 本会の趣旨に賛同する市内の団体を以って組織する。加盟及び退会は以下とする。

- (1) 加盟：本会に加盟を希望する団体は、所定の様式に必要事項を記載し、事務局に提出する。
加盟の可否は、常任理事会を以って決定する。
- (2) 退会：本会の退会希望する団体は、所定の様式に必要事項を記載し、事務局に提出する。
退会の可否は、常任理事会を以って決定する。

第8条 本会は次に定める専門委員会を置く。

- (1) 普及委員会
- (2) ベテラン委員会
- (3) ジュニア委員会
- (4) 審判委員会

役 員

第9条 本会に次の役員を置く。

会長 1名、副会長 1名、理事長 1名、副理事長 若干名、理事 若干名、事務局長 1名、専門委員会委員長 各1名、会計監事 1名
上記のほか名誉会長、顧問、参与を置くことができる。

第10条 役員は次の方法で選出する。

- (1) 会長、副会長は常任理事会で選出する。
- (2) 理事長は理事の互選で選出する。
- (3) 理事は次の者に会長が委嘱する。
加盟団体 各1名、専門委員会 若干名、高体連 1名、中テ連 1名、
会長推薦 若干名
- (4) 副理事長、事務局長、常任理事は理事の中から会長が委嘱する。
会長、副会長は常任理事の資格を有する。
- (5) 会計監事は会長が委嘱する。
- (6) 名誉会長、顧問・参与は常任理事会の推薦により、会長が委嘱する。

第11条 役員の仕事は次のように定める。

- (1) 会長は本会を代表し会務を総括し、常任理事会及び総会の議長を務める。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは会長の仕事を代行する。
- (3) 理事長は本会の会務を執行する。
- (4) 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときは理事長の仕事を代行する。
- (5) 事務局長は会計、庶務を執行する。
- (6) 常任理事、理事は会務を分掌し、重要事項の審議にあたる。
- (7) 会計監事は会計を監査し、総会に報告する。
- (8) 名誉会長・顧問・参与は常任理事会、及び、総会の諮問に応ずる。

第12条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期満了後でも後任者が就任するまでは、その仕事を行うものとする。補充役員の任期は残任期間とする。

会 議

第13条 本会の会議は常任理事をもって構成する常任理事会、並びに理事をもって構成する定時総会とし、次の事項を審議する。

- (1) 事業・収支決算の報告、並びに、承認
- (2) 予算の編成、並びに、事業計画
- (3) 役員を選出
- (4) 規約の改正、並びに、その他重要案件

第14条 定時の常任理事会・総会は年1回会長が招集し、次の場合臨時に招集する。

- (1) 会長が必要と決めたとき。
- (2) 理事の5分の1以上から請求があったとき。
- (3) 暴力、各種ハラスメント（セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等）の違反行為に対して処分が必要と判断された場合、任期中に辞任の申し出があった場合は、臨時常任理事会の決議を経て決する。

第15条 総会は理事の2分の1以上の出席を以って成立する。但し、同一議案に関して再度招集した場合はこの限りでない。

決議は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合議長がこれを決する。

会 計

- 第16条 本会の会計は次に掲げる収入を以ってあたる。
・会費 ・事業収入 ・寄付金 ・補助金 ・その他
- 第17条 本会の会計年度は毎年4月1日から3月31日までとする。

付 則

- 第18条 本規約の改正は総会の決議を要する。
- 第19条 本規約の施行に必要な細則は常任理事会で別に定める。
- 第20条 本規約は昭和45年4月1日より施行する。
(令和5年4月1日 一部改正)